

フィンランド：Rikoshripäivystys (Victim Support Finland – RIKU)

視察日：9月15日 9：00～11：00

住 所：Maistraatinportti 4 A 4th floor, 00240 Helsinki

視察担当者：飛鳥井望、片山文（おかやま）、工藤美貴子（あおもり）

1. はじめに

ヴィクティムサポート・フィンランド（通称 RIKU）は、フィンランド国内全域をカバーする中心的な犯罪被害者支援組織である。フィンランドの国土面積は日本の 90%とやや小さい程度だが、人口は約 570 万人（日本の 4.6%）とはるかに少ない。RIKU は被害者に対する実践的な支援サービスを直接提供するだけでなく、被害者の法的・社会的地位を改善するための広範なアドボカシー活動として、政策提言、施策の調査・立案・実施への参画、各種の広報啓発を展開している。さらには開発活動として、支援における差別の撲滅、大規模被害に対する備え、被害者が置かれた状況の改善にも取り組んでいる。RIKU の支援対象者数は、「EU 被害者権利指令」が 2016 年に施行されたことを契機に、年間約 5 千人から現在は約 3 万人と 6 倍に増加した。

2. 組織の成り立ちと体制

1994 年に設立された RIKU は、赤十字社、精神保健協会、児童福祉連盟、母子養護施設連盟などの主要な国内組織およびフィンランド教会を設立母体としており、現在もこれらの組織の傘下で運営されている。RIKU の大きな強みは、母体となる各組織における国内全域に及ぶ広範な既存のネットワークとリソースを活用することができ、全国レベルの支援サービスの効率的展開が可能となっていることである。なお RIKU は 1990 年に設立されたヴィクティムサポート・ヨーロッパの一員でもある。

組織体制は、今回視察した首都ヘルシンキにある本部の下に、国内 6 地域（南部、南西部、東部、中央部、西部、北部）を管轄する地域事務所を設置し、各地に計 22 のサービス拠点（24 の事務所）を展開している。これにより各地の地方裁判所での付き添い支援も維持されている。ただし近年の国の財政状況悪化による予算減少から、かつて約 30 あったサービス拠点は削減されている。

3. 支援対象者の内訳と支援従事者の構成

RIKU の支援サービスの対象となるのは、犯罪被害者、被害者遺族、刑事事件の目撃者証人の 3 群であり、さらに人身取引被害者の支援も含まれる。

2024 年の利用者総数は 30,800 人に上り、2015 年の 5,100 人と比較すると約 6 倍に増加した。利用者の性別は 4 分の 3 が女性で、2024 年は女性 77%、男性 23%であった。犯罪種別としては、ドメスティックバイオレンス（DV）が 22%と最も多く、以下性犯罪 15%、ハ

ラスメント・いじめ・名誉棄損・プライバシー侵害など11%、DVを除く暴力8%、強盗・詐欺・盗難などの財産犯12%となっている。支援者とのサポート関係があった利用者の内訳では、DV27%、性犯罪24%と割合が大きくなる。被害者遺族からの相談は年間数百人程度である。なお近年は、ロマンス詐欺や投資詐欺といったインターネットを介した詐欺の被害相談が増加しており、新たな支援ニーズを生み出している。

支援従事者の2024年における実人数は、スタッフとして常勤とパートタイム合わせて70～80名が本部、地域事務所、サービス拠点で働いており、人員換算で60人分の年間仕事量(man-year)をこなしている。さらに各地で支援サービスに従事するボランティアは570名で、そのうち約30名は弁護士である。

4. 財政状況

RIKUの年間総予算は約550万ユーロ(1ユーロ180円換算で9億9千万円)であるが、近年は深刻な国の財政的困難による交付金の削減と、インフレによる人件費や運営コストの上昇が重なり、事務所とスタッフの削減を余儀なくされている。

RIKUの活動を継続するための主要な安定財源は以下の3つである。

(1) 国からの交付金

司法省から支払われる交付金は、フィンランドがEU被害者権利指令を国内法として施行する義務に基づくものであり、RIKUの基本的なサービス提供の根幹を支えている。2016年に同指令がフィンランドで本格的に施行されると、国からの資金提供が大幅に増大し、それに伴って利用者数も飛躍的に増加した。

(2) STEAからの助成金

フィンランド社会保健団体支援センター(STEA)からの助成金は、特定の専門サービスのために充当されるもので、具体的には人身取引被害者のための特別支援プログラムがこの資金により運営されている。

(3) 被害者賦課金 (Victim Surcharge-Rikosuhimaksu)

有罪判決を受けた犯罪者から、罰金に加え、40～80ユーロの賦課金を徴収する。これによる歳入は、被害者支援サービスに割り当てられる予算として国から明確に指定されている。国が犯罪者から資金を徴収し、それを被害者支援サービスのために提供することは、政治的・財政的インセンティブとして機能し、RIKUの財政基盤の一つとして活動の持続可能性を高めている。

5. 包括的な支援の提供

包括的支援サービスとして、被害者等が事件に遭遇した最初の段階から、法的手続きの終了に至るまでのあらゆる過程で必要とされる支援を提供している。

(1) アクセスチャネル

利用者は、自身の状況や希望に応じて、複数のチャネルからRIKUのサービスにアクセスすることができる。

- **全国ヘルプライン (116 006)**

犯罪被害者支援のための EU 共通番号であり、フィンランド国内のみならず、EU 内のどの国（スペインは除く）にいても、この番号にかければ、その国の被害者支援団体につながる仕組みになっている。ただし、実用上の注意点があり、例えばドイツでこの番号に電話すると、ドイツの被害者支援団体につながる。そのため RIKU では、海外で被害に遭ったフィンランド人が RIKU の支援（帰国の準備など）を必要とする場合に、直接 RIKU につながる直通電話番号も用意している。ヘルプラインは無料で英語対応も可能である。

- **法律相談電話**

ボランティアの弁護士が、初期の法的な助言を無料で提供する。毎週月曜日から木曜日の 4 日間、夕方 2 時間開設している。刑事手続や損害賠償について専門家の意見を聞きたい被害者にとって、とてもニーズの高い支援となっている。

- **チャットサービス**

テキストベースの相談は、性被害に遭ったことを口頭で話す必要がないため、電話相談よりも気軽に相談できる窓口として重要な役割を果たしている。特に若年層にとっては心理的ハードルが低く、利用がとても多い。

- **対面支援**

全国の地域事務所を拠点に、被害者が警察で事情聴取を受ける際や裁判出廷の際に、支援者としてボランティアが付き添い、精神的支援を行うなど、より個別的で継続的な支援を提供している。

(2) 提供される支援の種類

RIKU が提供する支援は、精神的支援から法的手続きにおける実際的支援まで多岐にわたる。

- **精神的支援**

専門の訓練を受けたスタッフやボランティアが、被害者の話に耳を傾け、その不安や恐怖に寄り添う。その際には、事件内容を具体的に掘り下げるのではなく、被害者の心の安定をサポートすることに徹し、トラウマを抱えた被害者が安心して心情を吐露できる場を提供する。

- **実際的支援と情報提供**

多くの被害者にとって未知の世界である刑事司法プロセスの流れを分かりやすく説明し、「次に何が起こるのか」という不安を軽減できるよう支援する。また、判決後の複雑な手続きについての助言も行う。これには国の補償制度による補償金申請手続きも含まれる。

フィンランドの犯罪被害者補償制度は、国が被害者に賠償金を立て替えて支払い、後に加害者に請求する仕組みであり、被害者自らが加害者に賠償金の支払いを求める負担を抱えることはない。

- **刑事手続の各段階における支援**

RIKUは、刑事手続のすべての段階で被害者に寄り添い、支援している。具体的には、警察への被害届提出、警察の捜査、検察の起訴判断、調停、裁判、そして判決後の手続きに至るまで、各段階で必要な情報提供と精神的支援を提供している。一人では心細い場面で、ただ隣にいてくれる存在がいることは、被害者にとって計り知れない力となる。

- **専門機関への紹介**

RIKUは、自組織では提供していない専門的支援（心理療法、債務相談など）が必要な場合、被害者を適切な外部機関につなぐ重要な役割を担っている。しかしながら実情として、公的セクターにおける専門的な支援機関は不足している。この点が、被害者の包括的な回復に対する制度的リスクとなり、結果としてRIKUがその中核的任務を超えて、相談者のニーズのマネジメントを余儀なくされる状況を生み出している。

- **人身取引被害者向け特別支援 (Specialized Support for Victims of Human Trafficking)**

他の犯罪被害者とは異なる特有のニーズを持つ人身取引の被害者を対象とした、独立した専門プログラムである。人身取引被害者の多くが外国人であり、言語の壁、自身の権利について知識がない人、犯罪組織による当局への強い恐怖心の植え付けや、人身売買の元締めからの脅しや恐喝に対する恐怖といった要因から、警察に通報するまでに時間がかかるケースが多い。より長期的で専門性の高い、信頼関係の構築を重視した支援が必要とされる。

6. ボランティアの役割と管理体制

RIKUは高度に専門化されたボランティア管理システムを導入しており、単なる善意のボランティア活動ではなく、専門性がとても高いことで知られている。

(1) ボランティアの重要性

570名に上るボランティアは、RIKUの運営において極めて重要な役割を担っている。特に、フィンランドでは裁判が終わるまでに2年、3年かかることもあり、裁判への付き添いのように長時間を要する支援は、限られた有給スタッフだけでは対応しきれない。ボランティアの献身が、RIKUの支援サービスの幅と深さを確かなものとする。

(2) ボランティア管理の枠組み

- **厳格な選考プロセス**

ボランティアとしての適性を慎重に見極めるため、3段階にわたる丁寧な選考プロセスを実施している。

- **包括的な研修**

採用されたボランティアは、50時間に及ぶ基礎研修コースを受講し、その後6か月間の実践トレーニングを受けることで、犯罪被害がもたらす影響や刑事手続、支援者としての心構えなどを体系的に学ぶ。その後は定期的な継続研修への参加も義務付けられており、常に知識とスキルの向上が図られている。

• 専門的サポートと監督

すべてのボランティアは有給スタッフによって管理・監督されており、スタッフが利用者の合意の上でボランティアを紹介する。通常は刑事手続が終了した時点で関係も終了するが、実際の支援期間は数日から数年までと様々である。困難なケースについては守秘義務の範囲内で話し合い、相互にサポートし合うための定期的なグループミーティングへの参加が義務付けられている。

• 安全と境界線（バウンダリー）の確保

ボランティアと利用者双方の安全を確保するための厳格な規定が設けられている。例えば、ボランティアは常にファーストネームのみで活動することや、個人の電話番号や住所などを決して利用者に教えないこと、利用者との面接はRIKUの事務所ないし適切な場所でのみ行うこと、例外的に深刻な事態が発生した場合を除き守秘義務を厳格に遵守することなどである。活動中の不測の事態でボランティアに被害が及んだ場合は、RIKUの保険が適用される。

7. アドボカシー活動と戦略的な開発プロジェクト

RIKUは、支援サービスを提供するほかにも、アドボカシー活動、関係機関との連携、そして戦略的な開発プロジェクトを通じて、被害者を取り巻く社会システムそのものを改善するために積極的に活動している。

• 政策提言・アドボカシー活動

RIKUは、新たな法律を準備する省庁のワーキンググループに参加するなど、立法改革のプロセスに積極的に関与している。支援現場の知見を政策に反映させることで、被害者の権利を制度的に向上させることを目指している。

• 研修と連携

外部の専門職（警察官やソーシャルワーカーなど）の中でも、特に警察とは緊密な連携が必要となる。被害者を支援サービスに紹介することは警察の義務として法律で定められており、それが確実に果たされるように定期的な情報提供や研修を行っている。

• 広報活動

多言語（フィンランド語、スウェーデン語、英語）に対応したウェブサイト（riku.fi）の運営や、facebookやXなど、ソーシャルメディアでの積極的な情報発信を行っている。また、人気の警察ドラマシリーズでRIKUが取り上げられたことなどで、一般市民におけるRIKUの認知度はとても高まっている。

• 開発プロジェクト

国際的な法的枠組みと密接に関連した2つの開発プロジェクトに取り組んでいる。一つは、移民や性的マイノリティ、障がい者に対する支援である。マイノリティの人々は、公的機関に対する不信感や過去に否定的な経験をしたことなどから、支援につながりにくい傾向があると言われる。そのため、信頼性が高く、敷居の低い相談窓口としてRIKUが位置づけられるように努める。

もう一つは、テロ攻撃や大規模な個人情報漏洩事件など、多数の被害者が同時に発生する緊急事態に備えることである。その際には、迅速に電話相談窓口を開設するなど、社会的混乱の中でも被害者が必要とする支援を直ちに提供するための緊急対応システムの維持と強化を図る。

8. EU 法の影響と将来展望

RIKU の発展の歴史と現在の運営責務は、EU の法制度と深く結びついており、EU の指令は、フィンランド国内の被害者支援サービスの基準を定め、RIKU の将来の戦略的方向性をも形成する重要な要素である。

(1) 主要な法的枠組み

被害者権利指令に加え、国際条約や他の EU 指令が、フィンランドの支援体制の専門化への推進力となった。

• EU 被害者権利指令 (EU Victims' Rights Directive)

2016 年フィンランドは国として EU 被害者権利指令を本格的に施行し、RIKU は国が法に基づいて運営を保障する公的サービス提供機関となった。それに伴い、裁量的な助成金から法的義務に基づく交付金へと格上げされ、スタッフの増員や支援拠点の拡充が可能となり、利用者数の急増という直接的な成果に結びついた。また、支援対象者を特定の深刻な犯罪被害者に限定せず、すべての犯罪被害者が支援を受ける権利を有すると明確に定めたことにより、政府は RIKU のような包括的支援を全国民に提供する公的義務を負うこととなった。

• イスタンブール条約 (Istanbul Convention)

本条約は、女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅を目的とする包括的な人権条約であり、フィンランドは 2015 年に批准した。本条約は加盟国に対し、十分な数のシェルター設置、24 時間対応の専門ヘルプラインの運営、性暴力被害者のための専門支援センターの整備を義務付けた (フィンランドでは大学病院内に SARC を設置)。

• テロ対策指令 (Directive on Combating Terrorism)

本指令は、テロのような大規模事件発生時に迅速な支援を提供する緊急対応体制 (警報システムの開発など) の整備を促している。RIKU が政府から委託されている緊急時対応機能の法的根拠となっている。

(2) 将来展望と課題

RIKU は、EU の法改正の動向を積極的にモニターし、将来的に導入の義務付けが予測される以下のようなサービスの拡充に向けて戦略的に計画を進めている。

- 人身取引被害者の早期確知と支援提供 (2026 年施行予定)
- 女性に対する暴力対策に関する新指令 (2027 年施行予定) による、さまざまな実際の支援と支援ニーズの個別アセスメントの実施
- 「116 006」ヘルプラインとオンライン・チャットサービスの提供
- 心理的支援のさらなる拡充及び利用の促進、裁判所内での支援の拡充

- ・子どもの被害者に対し、司法、医療、福祉が連携してワンストップで子ども専用の支援を提供する「バルナフスモデル」の導入

9：所感

フィンランドと日本では地理的条件や人口規模に大きな相違があるが、RIKU が提供する被害者支援サービスの内容は、全国被害者支援ネットワークの加盟団体（被害者支援センター）の活動と重なるところも多く、とても馴染み深い印象であった。一方で異なるのは、RIKU には EU 被害者権利指令などの EU の法制度の理念と要請に基づいた支援体制が整備され、民間団体ながら公的な被害者支援機関に近い機能、社会的インフラとして位置づけられ、政策提言とアドボカシー活動も組織的使命の柱の一つとしていることである。

EU 被害者権利指令が「犯罪被害者が支援情報を得られる権利」を明確に示し、被害者に支援情報を提供することを国に義務付けたことは、犯罪被害者支援は社会全体の責任であることを明確なメッセージとして伝えている。また、被害者が自分の権利を知り、次に何をすべきか理解できることは、不十分な情報が招く被害者の不安と支援へのアクセスの滞りを防ぎ、被害者の安心と自己決定の促しにつながる。

RIKU の支援サービスはイスタンブール条約（女性に対する暴力と DV の撲滅）も遵守していることから、日本では DV 被害相談センターが扱う DV 被害が、RIKU の支援対象の中でもっとも割合が大きく、次いで性被害となる。ただし DV 問題は、国民病ともいわれるアルコール依存症の多さとの関連もうかがわれるのではないかな。

RIKU の組織的強みは、第 1 には、設立母体に赤十字、精神保健協会、児童福祉連盟、母子養護施設連盟さらには教会も参画していることである。これは RIKU の社会的信用を大いに高めるとともに、関係団体の広いネットワークとリソースの活用を可能にしている。第 2 には、近年は予算縮小の困難に直面しているものの、EU 被害者権利指令を国が法的に遵守するための国からの交付金の受け皿となっていることと、日本には無い被害者賦課金の制度が安定財源となっていることである。第 3 には、多くのボランティアの参画であり、その質を担保するための選考法、専門的トレーニング、継続コンサルテーションそして厳格な活動指針により、ボランティアといえどもチャリティ精神を超えた専門性を付与されていることである。

10：日本の被害者支援に活かすべきポイント

日本では、犯罪被害者支援におけるワンストップサービスの制度が各都道府県で開始されたことで、多職種連携と協働支援の機運がさらに高まっており、それによる支援プロセスの改善が期待されている。将来に向けては、フィンランドのように被害者に支援情報を提供する義務が制度化されれば、行政・司法・地域社会が一体となって被害者支援を行う意義が可視化され、社会の認識も変化することが期待できであろう。RIKU の財源の一部に犯罪者から徴収する被害者賦課金が充当されていることも、将来の日本の被害者支援の財政基盤を考える上で参考となりそうである。